

糸田町公告第 62 号

公募型プロポーザル公告

電子カルテ等システム導入委託業務について、次のとおり公募にて企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規程に準じて、次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 12 日

糸田町長 森下 博輝

1 目的

本業務は、糸田町立緑ヶ丘病院における医療情報の標準化・共有化を推進するとともに、業務の正確性・効率性を高め、患者サービス及び医療の質の向上を図るべく、電子カルテをはじめとする医療情報システムの調達を目的とする。

2 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 委託業務名 電子カルテ等システム導入委託業務
- (2) 場 所 福岡県田川郡糸田町 3 1 8 7 番地
- (3) 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで
- (4) 仕様等 別紙「糸田町仕様書」のとおり
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による契約とする。
- (6) 委託料の上限 120,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、見積もり提案額の規模（上限）を示すものである。

- (7) 公告期間 令和 5 年 9 月 12 日（火）から令和 5 年 10 月 4 日（水）まで
- (8) 担当課 糸田町立緑ヶ丘病院庶務係
〒822-1300 福岡県田川郡糸田町 3 1 8 7 番地
☎0947-26-0111

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 糸田町入札参加資格名簿に記載されていること（糸田町役場総務課にて随時受付）。
- (4) 国、都道府県又は地方公共団体からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納入を予定している電子カルテシステム及び医事会計システム（以下「基本システム」という。）は、直近 10 年以内で、60 床以上を有する病院で 10 以上の稼働実績を有すること。
- (6) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2条第2号に規定する暴力団若しくは同上第6号に規定する暴力団員またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(7) 町と紛争又は争訟関係にないこと。

(8) 租税滞納が無いこと。

4 参加申請

(1) 参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、担当課にてデータの受渡しを可能とする。その際は、USB または、CD-ROM を持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円で手渡しするものとする。

①参加表明書（様式第1号）

②会社概要（様式第2号）

③履歴事項全部証明書

④直近の確定申告書類の写し

⑤納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税について未納のない証明書）の写し

⑥ベンダーの導入実績調査（様式第3号）

(2) 提出方法

糸田町立緑ヶ丘病院 庶務係へ持参又は郵送すること

(3) 提出期限

令和5年10月4日（水）午後5時まで。郵送の場合は提出期限日午後5時必着とする。

5 その他

詳細は「糸田町立緑ヶ丘病院電子カルテ等システム導入委託業務公募型プロポーザル実施要領」および「糸田町立緑ヶ丘病院電子カルテ等システム仕様書」による。